

中小企業信用保険法第2条第5項第7号認定の条件と必要書類等について

● 7号認定の対象となる中小企業者

次の①～④の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①法人の本店登記上の所在地（または個人事業者の場合は主たる事業所の所在地）が吹田市内であること。
- ②経済産業大臣指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- ③指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比較して10%以上減少していること。
- ④金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期に比較して減少していること。

● 提出書類

法人の場合

- ① 7号認定申請書及び7号認定計算書
- ② 直近の確定申告書及び決算報告書（写）
[貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目明細書中の借入金に係る内訳（写）]
※確定申告書には、税務署受付印又は電子申告完了のわかる書面が必要です。
- ③ 直近（申請日の1か月以内）及び前年同期（直近の1年前の同日）の借入残高証明書（原本）
※上記各時期における全ての金融機関からの借入残高証明書が必要です。証明日は同一基準日でそろえてください。
※保険会社の借入金も「残高証明書」が必要です。
※増減比較期間中に完済した場合、ゼロの残高証明書・完済通知書等が必要です。
- ④ 法人登記事項証明書 [履歴事項全部証明書(謄本)]（発行日から3か月以内の原本）

個人の場合

- ① 7号認定申請書及び7号認定計算書
- ② 直近の確定申告書（写）
※確定申告書には、税務受付印又は電子申告完了のわかる書面が必要です。
- ③ 直近（申請日の1か月以内）及び前年同期（直近の1年前の同日）の借入残高証明書（原本）
※上記各時期における全ての金融機関からの借入残高証明書が必要です。証明日は同一基準日でそろえてください。
※保険会社の借入金も「残高証明書」が必要です。
※増減比較期間中に完済した場合、ゼロの残高証明書・完済通知書等が必要です。
- ④ 吹田市内に主たる事業所があることが確認できる書類

※1 認定書の発行は即日交付を原則としていますが、添付書類に不備があった場合等により、日数を要することがありますので、ご了承ください。

※2 代理申請の場合は申請書等とあわせて委任状を御提出ください。

※3 申請書をコピーやFAXされ、不鮮明なものは取扱いできない場合がありますので、ご注意ください。

※4 認定を受けた後、本認定の有効期間内（30日間）に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

担当窓口：吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 電話 06-6170-7217

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

吹田市長あて

申請者

住所

氏名

(名称・会社名)

(代表者名)

私は注1が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、注1からの借入金残高の占める割合 $\frac{\text{A}}{\text{B}}$ %
- A 令和 年 月 日の注1からの借入金残高 円
- B 令和 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- 2 注1からの借入金残高の減少率 $\frac{\text{D}-\text{C}}{\text{D}}$ %
- C 令和 年 月 日の注1からの借入金残高 円
- D 令和 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の注1からの借入金残高 円
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率 $\frac{\text{F}-\text{E}}{\text{F}}$ %
- E 令和 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- F 令和 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 円

- (1) 注1には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。
- (2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び注1の金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 吹田市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書 市控え

令和 年 月 日

吹田市長あて

申請者

住所

氏名

(名称・会社名)

(代表者名)

私は注1が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、注1からの借入金残高の占める割合 _____ % (A/B)

A 令和 年 月 日の注1からの借入金残高 _____ 円

B 令和 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2 注1からの借入金残高の減少率 _____ % ((D-C)/D)

C 令和 年 月 日の注1からの借入金残高 _____ 円

D 令和 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の注1からの借入金残高 _____ 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____ % ((F-E)/F)

E 令和 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 令和 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

第 _____ 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者 吹田市長 後藤圭二 印

7号認定計算書

※割引手形・商業手形分は借入残高に含めない

①金融機関からの借入残高に占める、指定金融機関の借入残高の割合が10%以上

指定金融機関の借入残高		すべての金融機関の借入残高	
金融機関名	申請時の残高	金融機関名	申請時の残高
計(A)		計(B)	

$A/B \times 100 =$

②指定金融機関からの借入残高が前年同期に比べ、10%以上減

申請時の指定金融機関の借入残高		前年同期の指定金融機関の借入残高	
金融機関名	借入残高	金融機関名	借入残高
計(C)		計(D)	

$(D-C)/D \times 100 =$

③総借入残高が、前年同期に比べ減少

申請時の総借入残高		前年同期の総借入残高	
金融機関名	借入残高	金融機関名	借入残高
計(E)		計(F)	

$(F-E)/F \times 100 =$